

NPO法人公共政策研究所ニュース(平成27年度冬号)

自治基本条例の制定及び議会運営のアドバイザーとして自治体を支援します。(お気軽にご相談ください)

専門知識・ノウハウ

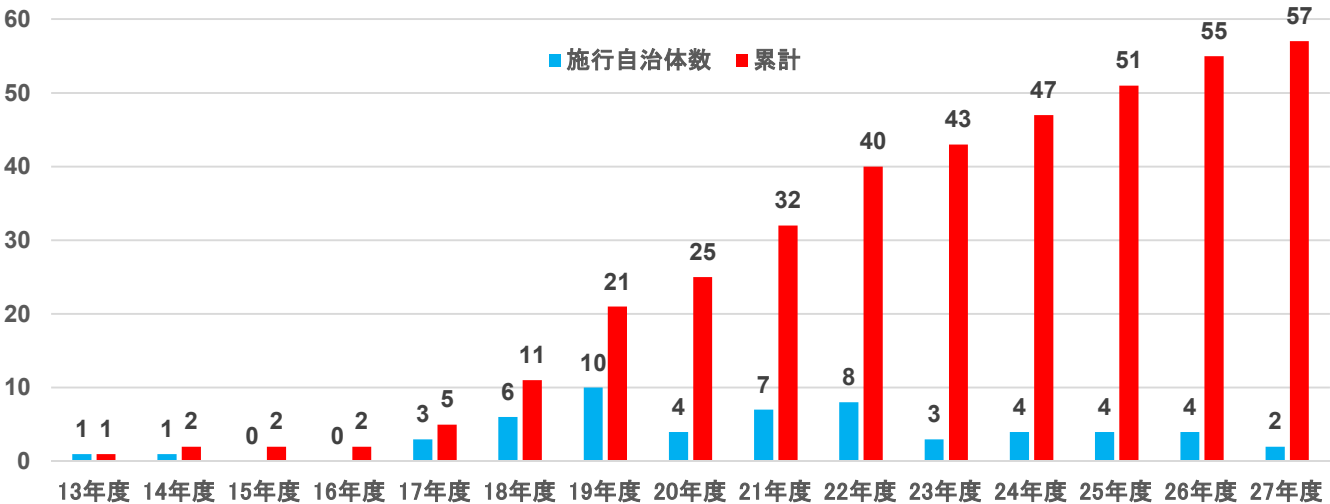
自治基本条例素案のまとめのアドバイザー実績

- ・江別市自治基本条例(仮称)市民懇話会ファシリテーター(H18.4～H19.3)
- ・八雲町自治基本条例町民懇話会アドバイザー(H20.8～H21.8)
- ・中標津町自治基本条例検討職員プロジェクトアドバイザー(H21.10～H22.3)
- ・美幌町みんなで創る自治基本条例町民会議アドバイザー(H21.10～H23.2)
- ・大空町自治基本条例(仮称)検討委員会アドバイザー(H22.10～H24.2)
- ・八雲町自治推進委員会アドバイザー(H22.8～H24.3)
- ・岩見沢市みんなで創るまちづくり基本条例市民会議アドバイザー(H23.7～H25.3)

法人格	フリガナ	コウキョウセイサクケンキュウシヨ	フリガナ	ミヅサワ マサaki	団体認証日
団体名	特定非営利活動法人 公共政策研究所		理事長	水澤 雅貴	平成19年6月14日
所在地	札幌市白石区栄通12丁目4番5-401号		電話(FAX)	011-836-4315 (携帯電話)090-5226-3257	
ホームページ	http://koukyou-seisaku.com/		Eメール	koukyou-seisaku@goo.jp	
理事	渡辺三省 (自治体職員) 栃内香次 (前北海学園大学大学院経営学研究科教授)		顧問	宮脇淳 北海道大学法学研究科教授 山口二郎 法政大学教授	

1. 北海道内自治体の自治基本条例施行数の推移

H27年12月末現在の道内の自治基本条例の施行状況を調査しました。北海道は都道府県の普及率32%と全国では9位でした。全国の自治基本条例の施行状況は当NPOホームページ参照願います。



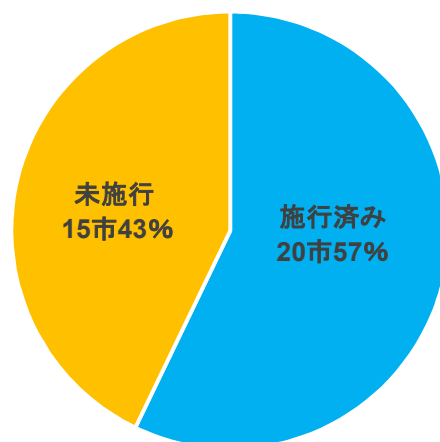
項目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
施行自治体数	1	1	0	0	3	6	10	4	7	8	3	4	4	4	2
累計	1	2	2	2	5	11	21	25	32	40	43	47	51	55	57
比率	0.6%	1.1%	1.1%	1.1%	2.8%	6.1%	11.7%	13.9%	17.8%	22.2%	23.9%	26.1%	28.3%	30.6%	31.7%

(注)北海道含む

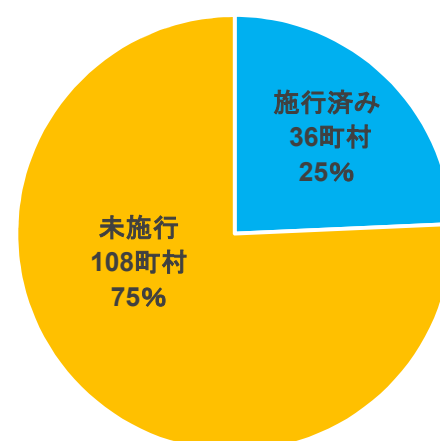
2. 北海道内の自治基本条例施行一覧

NO	自治体	条例名	施行日
1	ニセコ町	まちづくり基本条例	平成13年4月1日
2	北海道	行政基本条例	平成14年10月18日
3	奈井江町	まちづくり基本条例	平成17年4月1日
4	苫前町	まちづくり基本条例	平成17年10月1日
5	登別市	まちづくり基本条例	平成17年12月21日
6	清水町	まちづくり基本条例	平成18年4月1日
7	遠別町	自治基本条例	平成18年4月1日
8	沼田町	まちづくり基本条例	平成18年4月1日
9	音更町	まちづくり基本条例	平成18年10月1日
10	白老町	自治基本条例	平成19年1月1日
11	芽室町	自治基本条例	平成19年3月5日
12	下川町	自治基本条例	平成19年4月1日
13	札幌市	自治基本条例	平成19年4月1日
14	苫小牧市	自治基本条例	平成19年4月1日
15	留萌市	自治基本条例	平成19年4月1日
16	帯広市	まちづくり基本条例	平成19年4月1日
17	稚内市	自治基本条例	平成19年4月1日
18	中札内村	まちづくり基本条例	平成19年4月1日
19	遠軽町	まちづくり基本条例	平成19年4月1日
20	美唄市	まちづくり基本条例	平成19年9月1日
21	七飯町	まちづくり基本条例	平成19年10月1日
22	平取町	自治基本条例	平成20年4月1日
23	上川町	自治基本条例	平成20年4月1日
24	石狩市	自治基本条例	平成20年4月1日
25	芦別市	まちづくり基本条例	平成20年10月1日
26	上富良野町	自治基本条例	平成21年4月1日
27	幌延町	まちづくり基本条例	平成21年4月1日
28	士幌町	まちづくり基本条例	平成21年4月1日
29	福島町	まちづくり基本条例	平成21年4月1日
30	厚沢部町	素敵な過疎のまちづくり基本条例	平成21年4月1日
31	三笠市	未来づくり基本条例	平成21年4月1日
32	江別市	自治基本条例	平成21年7月1日
33	名寄市	自治基本条例	平成22年4月1日
34	八雲町	自治基本条例	平成22年4月1日
35	鹿追町	自治基本条例	平成22年4月1日
36	和寒町	自治基本条例	平成22年4月1日
37	置戸町	まちづくり基本条例	平成22年4月1日
38	黒松内町	みんなで歩むまちづくり条例	平成22年5月7日
39	北見市	まちづくり基本条例	平成22年12月21日
40	新十津川町	まちづくり基本条例	平成23年1月1日
41	函館市	自治基本条例	平成23年4月1日
42	美幌町	自治基本条例	平成23年4月1日
43	別海町	自治基本条例	平成23年4月1日
44	中標津町	自治基本条例	平成24年4月1日
45	士別市	まちづくり基本条例	平成24年4月1日
46	大空町	自治基本条例	平成24年6月21日
47	新ひだか町	まちづくり自治基本条例	平成25年1月7日
48	斜里町	自治基本条例	平成25年4月1日
49	栗山町	自治基本条例	平成25年4月1日
50	むかわ町	まちづくり基本条例	平成25年4月1日
51	恵庭市	まちづくり基本条例	平成26年1月1日
52	湧別町	自治基本条例	平成26年4月1日
53	小樽市	自治基本条例	平成26年4月1日
54	旭川市	まちづくり基本条例	平成26年4月1日
55	安平町	まちづくり基本条例	平成26年12月26日
56	岩見沢市	まちづくり自治基本条例	平成27年4月1日
57	釧路市	まちづくり基本条例	平成27年10月1日

市



町村



自治体	施行済み	未施行	施行比率
北海道	1	0	100%
市	20	15	57%
町村	36	108	25%
計	57	123	32%

* 北海道の市の2市に1市が、町村は4町村に1町村が自治の基本ルールを条例で定めている。

3. 自治基本条例の都道府県別施行状況(普及率)(平成28年1月1日現在)

NO	県名	市町村数	条例施行 自治体数	施行率	増	普及 順位
1	北海道	179	57	32%	2	9
2	青森県	40	7	18%	1	
3	岩手県	33	7	21%		
4	宮城県	35	4	11%		
5	秋田県	25	3	12%		
6	山形県	35	7	20%	1	
7	福島県	59	9	15%		
	東北	227	37	16%	2	
8	茨城県	44	6	14%	1	
9	栃木県	25	11	44%		2
10	群馬県	35	3	9%		
11	埼玉県	63	22	35%	1	6
12	千葉県	54	1	2%		
13	東京都	62	14	23%		
14	神奈川県	33	20	61%	1	1
	関東	316	77	24%	3	
15	新潟県	30	11	37%	2	4
16	富山県	15	2	13%		
17	石川県	19	6	32%	1	9
18	福井県	17	3	18%		
19	山梨県	27	4	15%	1	
20	長野県	77	9	12%	1	
21	岐阜県	42	9	21%	2	
22	静岡県	35	5	14%		
23	愛知県	54	17	31%	2	11
	中部	316	66	21%	9	
24	三重県	29	6	21%		
25	滋賀県	19	7	37%		4
26	京都府	26	1	4%		
27	大阪府	43	14	33%	1	8
28	兵庫県	41	14	34%		7
29	奈良県	39	3	8%		
30	和歌山県	30	0	0%		
	近畿	227	45	20%	1	
31	鳥取県	19	5	26%	1	
32	島根県	19	4	21%		
33	岡山県	27	5	19%		
34	広島県	23	3	13%		
35	山口県	19	2	11%		
	中国	107	19	18%	1	
36	徳島県	24	2	8%		
37	香川県	17	4	24%		
38	愛媛県	20	4	20%		
39	高知県	34	2	6%		
	四国	95	12	13%	0	
40	福岡県	60	8	13%	1	
41	佐賀県	20	2	10%		
42	長崎県	21	1	5%	1	
43	熊本県	45	3	7%		
44	大分県	18	8	44%	1	2
45	宮崎県	26	2	8%	1	
46	鹿児島県	43	3	7%		
47	沖縄県	41	4	10%		
	九州	274	31	11%	5	
	計	1741	344	19.8%	23	

○施行済み自治体の普及率上位5都道府県は、神奈川県(61%)、栃木県(44%)、大分県(44%)、新潟県(37%)、滋賀県(37%)であった。

○地域に見る普及率上位5地域は、北海道(32%)、関東(24%)、中部(21%)、近畿(20%)、中国(18%)であった。

○全国の施行済み自治体の普及率は19.8%であった。

○全国の自治基本条例の施行状況は当NPO法人のホームページ参照願います。

<http://koukyou-seisaku.com/image/2015jitikihonnjyoureisuu.pdf>

根室市議会で行った議員研修会
(2015.11.11)での水澤理事長



2015年度の主な活動内容

(1) 調査活動(ホームページで公表しています)

①2014北海道内市町村の「空き家対策」アンケート調査
報告書

<http://koukyou-seisaku.com/image/2015akiyareport.pdf>

(2)2015北大地方議員向けサマースクールでの講演

2015年度のテーマは「空き家対策」でした。

<http://koukyou-seisaku.com/image/2015summerschool.pdf>

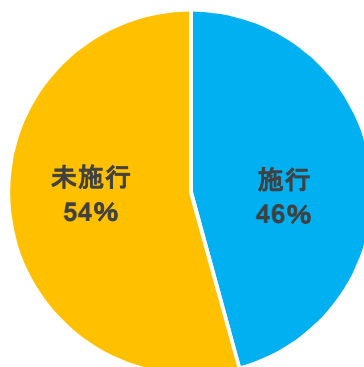
(3)根室市議会議員研修会での講演

西科芽室町議会事務局長と水澤理事長が講師

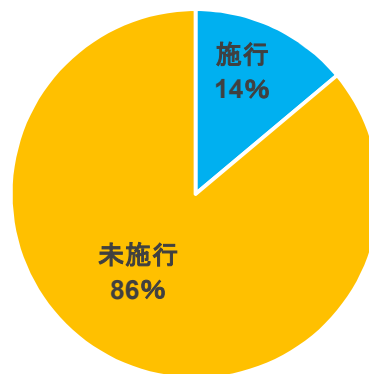
<http://koukyou-seisaku.com/image/2015nemuro.pdf>

4. 北海道内の議会基本条例施行一覧(H27.12.31)

市



町村



NO	自治体	名称	議会基本条例
1	栗山町	栗山町議会基本条例	平成18年5月18日
2	今金町	今金町議会基本条例	平成19年5月1日
3	知内町	知内町議会基本条例	平成20年4月1日
4	福島町	福島町議会基本条例	平成21年4月1日
5	三笠市	三笠市議会基本条例	平成21年4月1日
6	名寄市	名寄市議会基本条例	平成21年4月1日
7	北海道	北海道議会基本条例	平成21年7月10日
8	鹿追町	鹿追町議会基本条例	平成22年3月25日
9	帯広市	帯広市議会基本条例	平成22年4月1日
10	和寒町	和寒町議会基本条例	平成22年4月1日
11	白糠町	白糠町議会基本条例	平成22年10月1日
12	豊浦町	豊浦町議会基本条例	平成22年12月1日
13	旭川市	旭川市議会基本条例	平成22年12月10日
14	釧路市	釧路市議会基本条例	平成23年4月1日
15	北竜町	北竜町議会基本条例	平成23年4月1日
16	登別市	登別市議会基本条例	平成23年5月1日
17	足寄町	足寄町議会基本条例	平成23年5月1日
18	士別市	士別市議会基本条例	平成24年4月1日
19	大空町	大空町議会基本条例	平成24年6月21日
20	根室市	根室市議会基本条例	平成25年3月1日
21	芽室町	芽室町議会基本条例	平成25年4月1日
22	札幌市	札幌市議会基本条例	平成25年4月1日
23	江別市	江別市議会基本条例	平成25年4月1日
24	夕張市	夕張市議会基本条例	平成25年4月1日
25	浦幌町	浦幌町議会基本条例	平成25年4月1日
26	遠軽町	遠軽町議会基本条例	平成25年7月1日
27	八雲町	八雲町議会基本条例	平成25年9月18日
28	七飯町	七飯町議会基本条例	平成26年4月1日
29	むかわ町	むかわ町議会基本条例	平成26年4月1日
30	幕別町	幕別町議会基本条例	平成26年4月1日
31	留萌市	留萌市議会基本条例	平成26年10月1日
32	安平町	安平町議会基本条例	平成26年12月26日
33	広尾町	広尾町議会基本条例	平成27年1月1日
34	富良野市	富良野市議会基本条例	平成27年1月1日
35	石狩市	石狩市議会基本条例	平成27年4月1日
36	網走市	網走市議会基本条例	平成27年5月1日
37	芦別市	芦別市議会基本条例	平成27年6月1日

自治体	施行	未施行	計
北海道	1	0	1
市	16	19	35
町村	20	124	144
計	37	143	180

水澤理事長
の略歴

昭和25年2月6日北海道八雲町で生まれる(65歳)

●学歴

①昭和45年4月～昭和49年3月 早稲田大学社会科学部卒業

②平成14年4月～平成16年3月 北海学園大学大学院経営学研究科修士課程修了

③平成18年4月～平成20年3月 北海道大学公共政策大学院専門職課程(修士)修了

●職歴

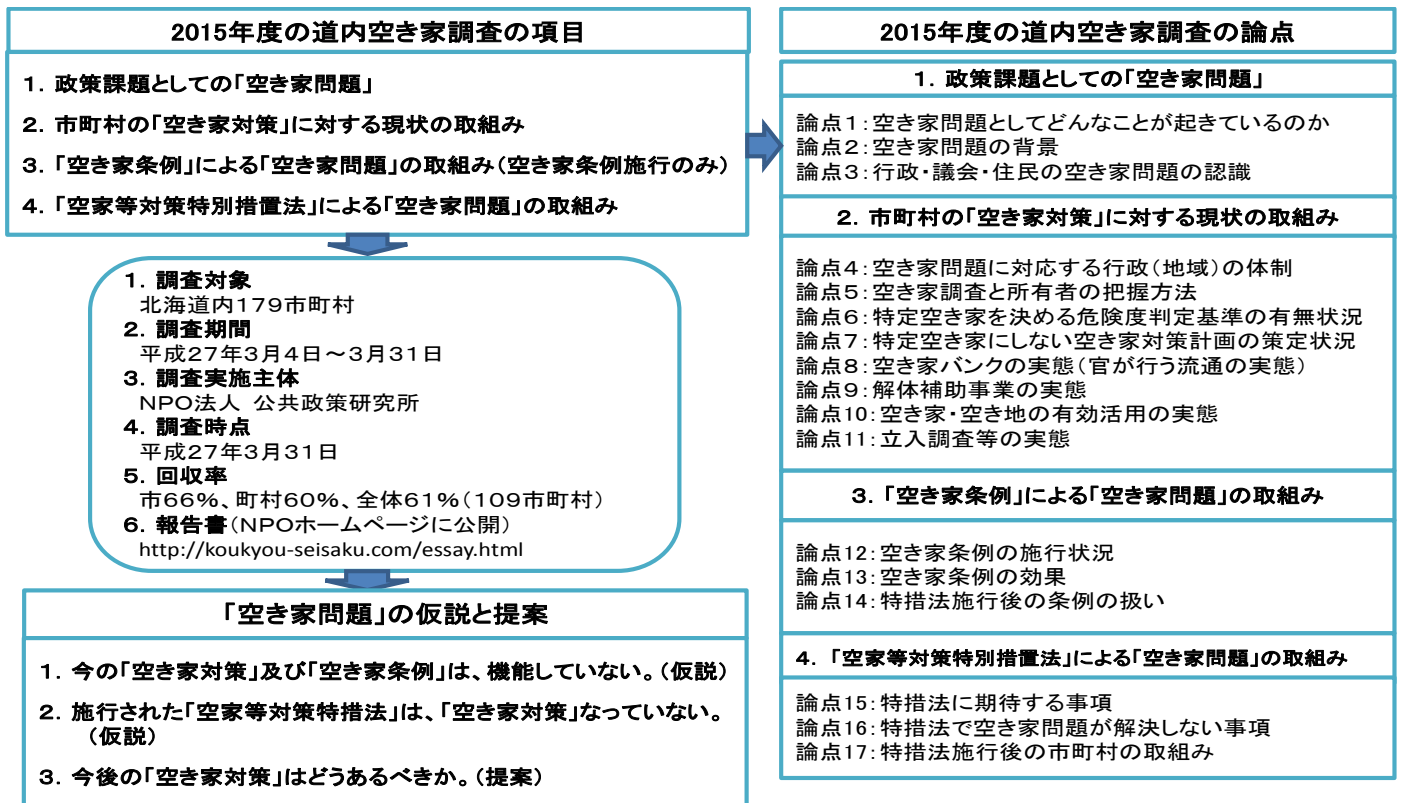
①通信会社に32年間勤務

②平成19年6月～ NPO法人公共政策研究所理事長

③平成20年4月～ 北海道大学公共政策大学院公共政策学研究センター研究員

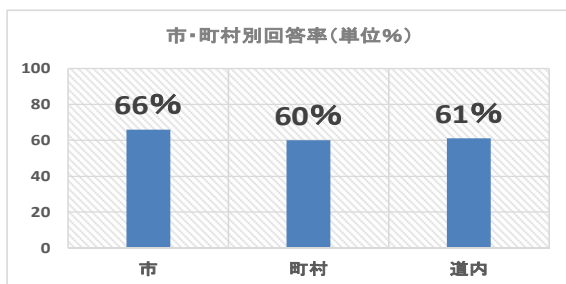
5. 2015北海道内市町村の「空き家対策」アンケート調査報告書より抜粋

(1)2015年空き家調査の概要

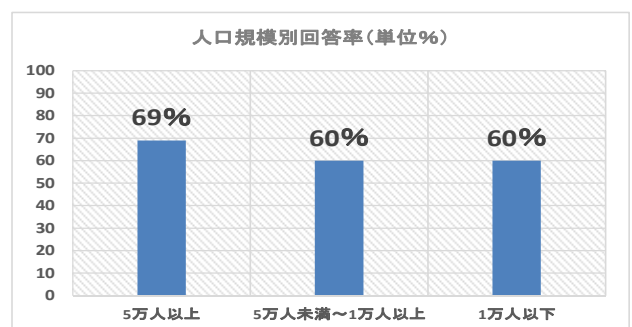


(2)2015年空き家調査の回答状況

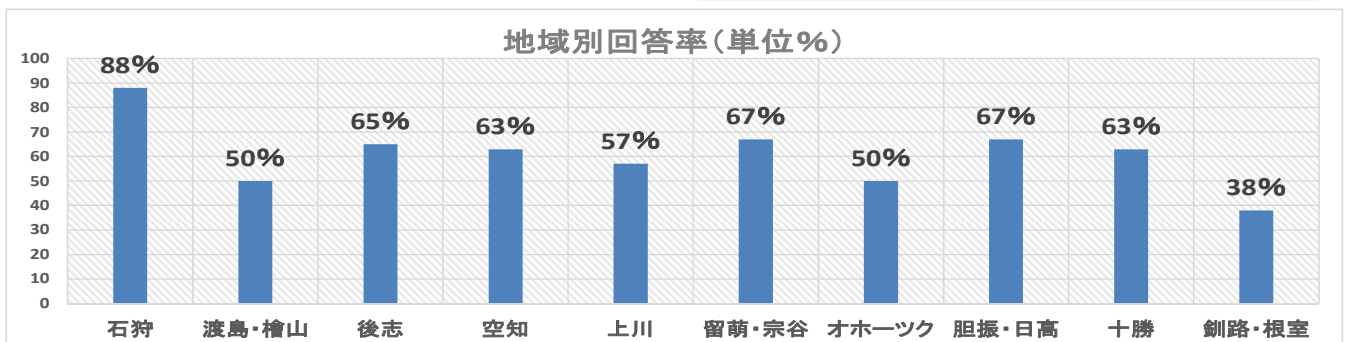
①市・町村別回答率



②人口規模別回答率



③地域別回答率



・地域別回答率を見ると、石狩以外は低い、特に、釧路・根室(38%)、渡島・檜山(50%)、オホーツク(50%)は更に低い。

(3)「空き家問題」を政策課題と認識しているか

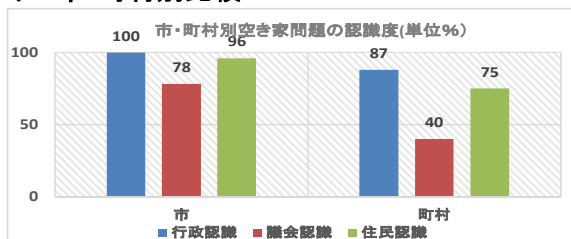
政策課題としての空き家問題を行政・議会・住民が認識しているか調査したところ、議会の空き家問題の認識は、市では78%に対し、町村では40%と町村議会での認識が低い。また、町村では、住民の空き家問題の認識は75%に対し、議会の認識は40%と住民より議会の認識が低い結果であった。このことは、住民の声が議会に届いていないということではないか。

項目	市	町村	計	項目	市	町村	計	項目	市	町村	計
回答数	23	85	108	回答数	23	84	107	回答数	23	84	107
認識有	23	74	97	認識有	18	34	52	認識有	22	63	85
認識無	0	11	11	認識無	5	50	55	認識無	1	21	22
認識率	100%	87%	90%	認識率	78%	40%	49%	認識率	96%	75%	79%

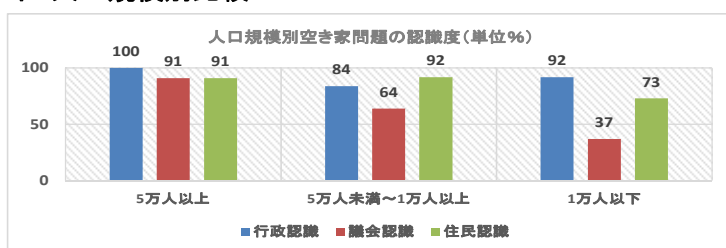
(注1) 議会の認識度(過去1年以内の議会で質問として「空き家問題」が取り上げられたか)は行政の回答に基づくもので、議会からの回答ではない。

(注2) 住民の認識度(過去1年以内で住民から「空き家」に関しどんな声が出されていますか)は行政の回答に基づくものである。

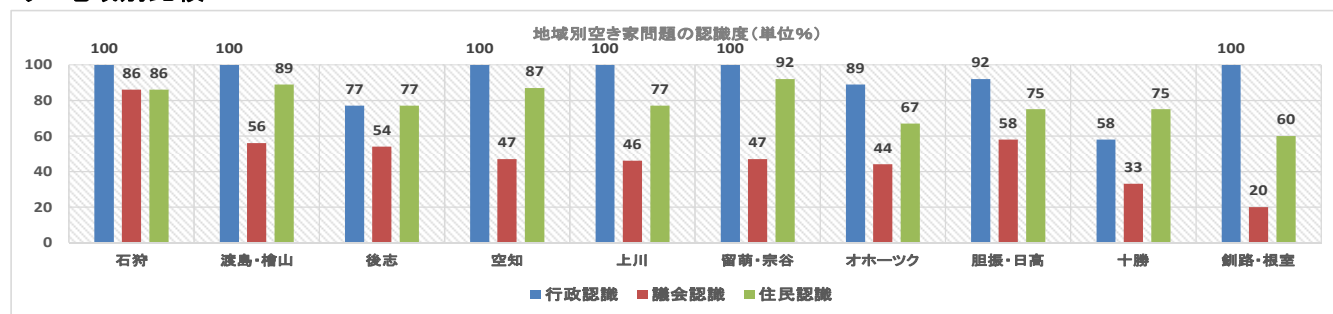
ア. 市・町村別比較



イ. 人口規模別比較



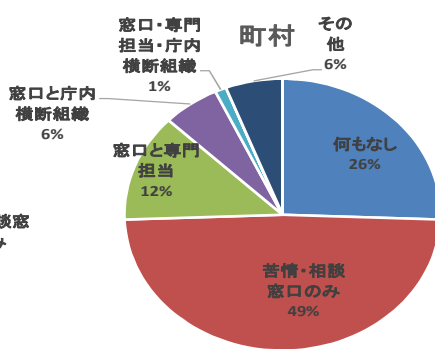
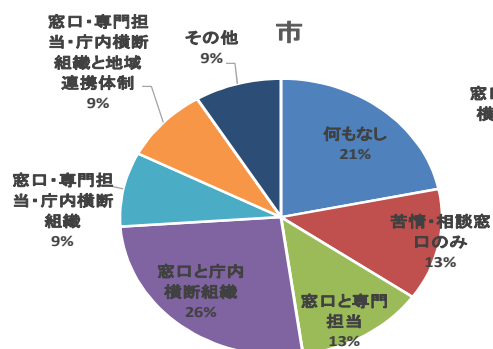
ウ. 地域別比較



(4)「空き家対策」への組織体制の実態

空き家対策への組織対応が「何もしない」、「苦情・相談窓口のみ」というのが、市では34%に対し、町村では75%と、町村での組織的体制が整っていないことが分かる。

項番	パターン	項目	市			町村			道内		
			数	比率		数	比率		数	比率	
1	—	何もしない	5	21%	34%	22	26%	75%	27	25%	66%
2	①	苦情・相談窓口のみ	3	13%		42	49%		45	41%	
3	①・②	窓口と専門担当	3	13%	66%	11	12%	25%	14	13%	34%
4	①・③	窓口と庁内横断組織	6	26%		5	6%		11	10%	
5	①・②・③	窓口・専門担当・庁内横断組織	2	9%		1	1%		3	3%	
6	①・②・③・④	窓口・専門担当・庁内横断組織と地域連携体制	2	9%		0	0%		2	2%	
7	—	その他	2	9%		5	6%		7	6%	
計			23	100%	100%	86	100%	100%	109	100%	100%



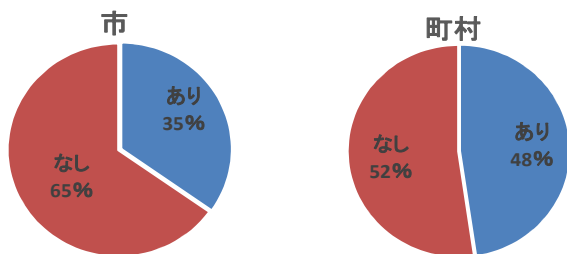
●①②が同一部署は市では岩見沢市・美瑛市・石狩市で、町村では、倶知安町・古平町・秩父別町・比布町・上川町・浦河町・鹿追町の3市7町である。
●①②③は市では、函館市・滝川市、町村では、余市町・美瑛町である。
●①②③④は市町村では、旭川市・網走市であった。
●特に、町村では組織体制が整っていない。

(5) 空き家バンクの実態(官が行う流通の実態)

① 空き家バンク実施状況

項目	市		町村		道内	
	数	比率	数	比率	数	比率
あり	8	35%	41	48%	49	45%
なし	15	65%	45	52%	60	55%
計	23	100%	86	100%	109	100%

空き家バンクがあるのは、
8市(35%)、41町村(48%)
となっている。

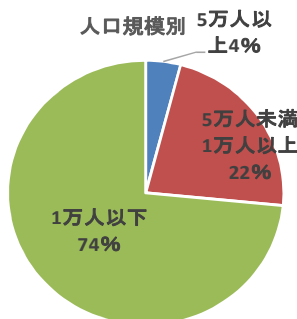


② 人口規模別空き家バンク実施状況

項目	市町村数	比率
5万人以上	2	4%
5万人未満1万人以上	11	22%
1万人以下	36	74%
計	49	100%

・空き家バンクを導入しているのは人口規模が1万人以下の町村が74%であった。これは、空き家バンク制度は不動産取引が活発ではない地域の代替的的制度であると言えるのではないかな。

・**空き家バンクの取引有は全体で55%、人口1万人以下では47%と約半数の空き家バンクでは取引がないという実態である。**



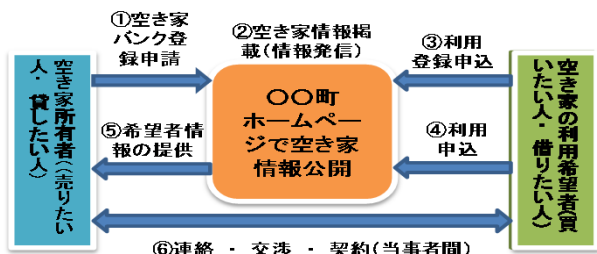
人口規模別空き家バンク実施

人口規模	市町村	宅建協会会員	登録有	取引有	人口規模	市町村	宅建協会会員	登録有	取引有
5万人以上	1 小樽市	○	○	○	5万人未満1万人以上	12 厚真町	x	○	○
	2 北広島市	○	○	○		13 福島町	x	○	○
	比率	100%	100%	100%		14 清里町	x		
5万人未満1万人以上	1 音更町	○	○	○		15 豊浦町	○		
	2 滝川市	○	○	○		16 比布町	x	○	
	3 樺内市	○	○	○		17 仁木町	○		○
	4 七飯町	○	○	○		18 下川町	○	○	
	5 根室市	○				19 古平町	x	○	
	6 富良野市	○	○			20 苫前町	x		○
	7 芽室町	○	○			21 小平町	x		
	8 芦別町	○	○	○		22 剣淵町	x	○	
	9 倶知安町	○	○	○		23 豊頃町	x		○
	10 浦河町	○	○	○		24 沼田町	x	○	○
	11 赤平市	○		○		25 新篠津村	x		
1万人以下	比率	100%	73%	73%		26 妹背牛町	x	○	
	1 洞爺湖町	○	○	○		27 京極町	x		
	2 大空町	○	○	○		28 黒松内町	x		
	3 羽幌町	x	○	○		29 遠別町	x		○
	4 鷹栖町	○	○	○		30 杜陵町	x	○	
	5 新十津川町	○				31 南富良野町	○	○	○
	6 奈井江町	○	○	○		32 株父別町	x	○	
	7 新冠町	○	○	○		33 鶴居村	x	○	
	8 由仁町	○	○	○		34 留寿都村	x	○	
	9 鹿追町	x	○	○		35 幌加内町	x	○	○
	10 津別町	x	○			36 西興部村	x		
	11 増毛町	x	○		空き家バンク全体				49% 67% 55%

24 33 27

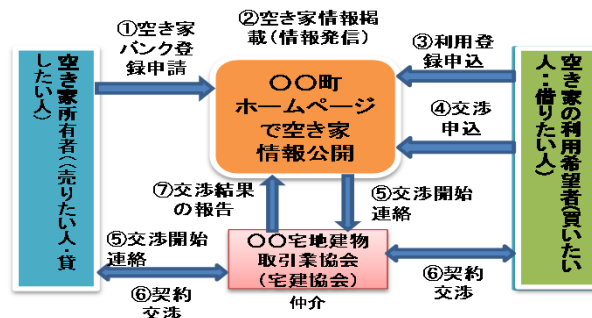
③ 市町村の空き家バンクの形態

ア. 空き家バンクの形態 A (不動産事業者との連携ない)



福島町: 空き家は多くあるが、入居可能な状態の物件は少なく、登録が伸び悩んでいる。
比布町: 行政の斡旋には限界があり、実効性が乏しい
愛別町: 事務処理が煩雑であり、片手間ではやるには限界がある。

イ. 空き家バンクの形態 B (不動産事業者との連携ある)



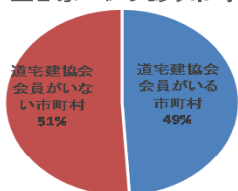
加入している会員企業(不動産会社)から、所有者が指定する。

根室市: 所有者の身近なつながりの中で売買や賃貸契約が行われており、行政の介入機会がなかなか得られない。

④ 空き家バンク実施市町村に宅建会員の有無

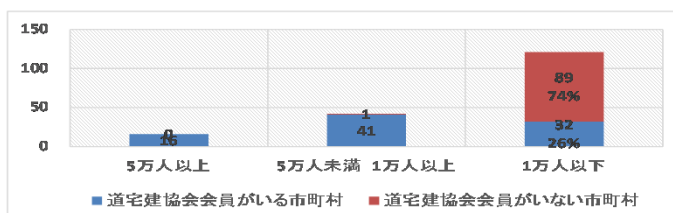
項目	空き家バンクあり	
	数	比率
道宅建協会会員がいる市町村	24	49%
道宅建協会会員がいない市町村	25	51%
計	49	100%

空き家バンクあり市町村



⑤ 北海道内の人口規模別市町村での宅建会員の有無

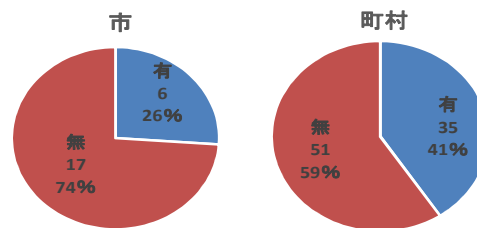
項目	5万人以上	5万人未満1万人以上	1万人以下	道内
道宅建協会会員がいる市町村	16	41	32	89
道宅建協会会員がいない市町村	0	1	89	90
計	16	42	121	179
道宅建協会会員がいる比率	100%	98%	26%	50%



(6)市町村の「空き家」及び「特定空き家」の把握状況

①空き家を把握している市町村の状況(直近値)

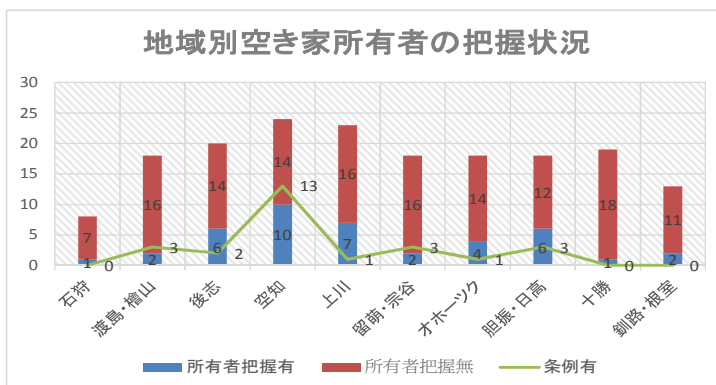
項目	市	35	町村	144	道内	179
	数	比率	数	比率	数	比率
空き家数の把握有	12	52%	55	64%	67	61%
内訳 所有者の把握	6	26%	35	41%	41	38%
内訳不明	6	26%	20	23%	26	
空き家数の把握無	11	48%	31	36%	42	
回答市町村数	23		86		109	
所有者が把握されている比率		17%		24%		23%



市の26%、町村の41%、道内では38%で空き家の所有者を把握している。町村の方が空き家の所有者が把握されている。

②地域別空き家の把握状況

地域	所有者把握有	比率	所有者把握無	比率	計	空き家条例有
石狩	1	13%	7	88%	8	0
渡島・檜山	2	11%	16	89%	18	3
後志	6	30%	14	70%	20	2
空知	10	42%	14	58%	24	13
上川	7	30%	16	70%	23	1
留萌・宗谷	2	11%	16	89%	18	3
オホーツク	4	22%	14	78%	18	1
胆振・日高	6	33%	12	67%	18	3
十勝	1	5%	18	95%	19	0
釧路・根室	2	15%	11	85%	13	0
計	41	23%	138	77%	179	26

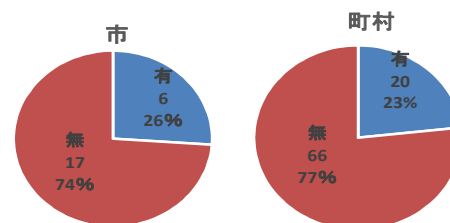


(注1) 所有者把握有数は市町村の数
(注2) 所有者把握無数は未回答市町村の数を含む

- ・空き家所有者を把握している全道1の地域は、空き家条例を全道1で制定している空知地域(42%)であった。
- ・空き家所有者を把握していない地域は、十勝地域であった。また、十勝地域は空き家条例制定も0市町村であった。
- ・空き家条例が制定されていない地域、石狩・十勝・釧路・根室地域の空き家所有者の把握をしている市町村比率が低い。

③特定空き家を把握している市町村の状況(直近値)

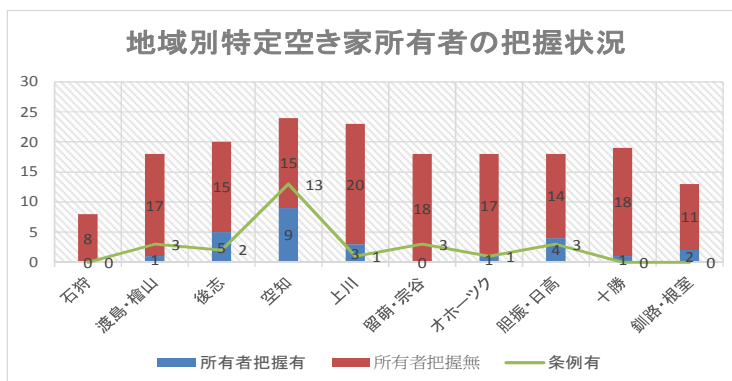
項目	市	35	町村	144	道内	179
	数	比率	数	比率	数	比率
特定空き家数の把握	8	35%	26	30%	34	31%
内訳 所有者の把握	6	26%	20	23%	26	24%
内訳不明	2	9%	6	7%	8	7%
特定空き家数の把握無	15	65%	60	70%	75	69%
回答市町村数	23		86		109	
所有者が把握されている比率		17%		14%		15%



市の26%、町村の41%、道内では24%で空き家の所有者を把握している。町村の方が空き家の所有者が把握されている。

④地域別特定空き家の把握状況

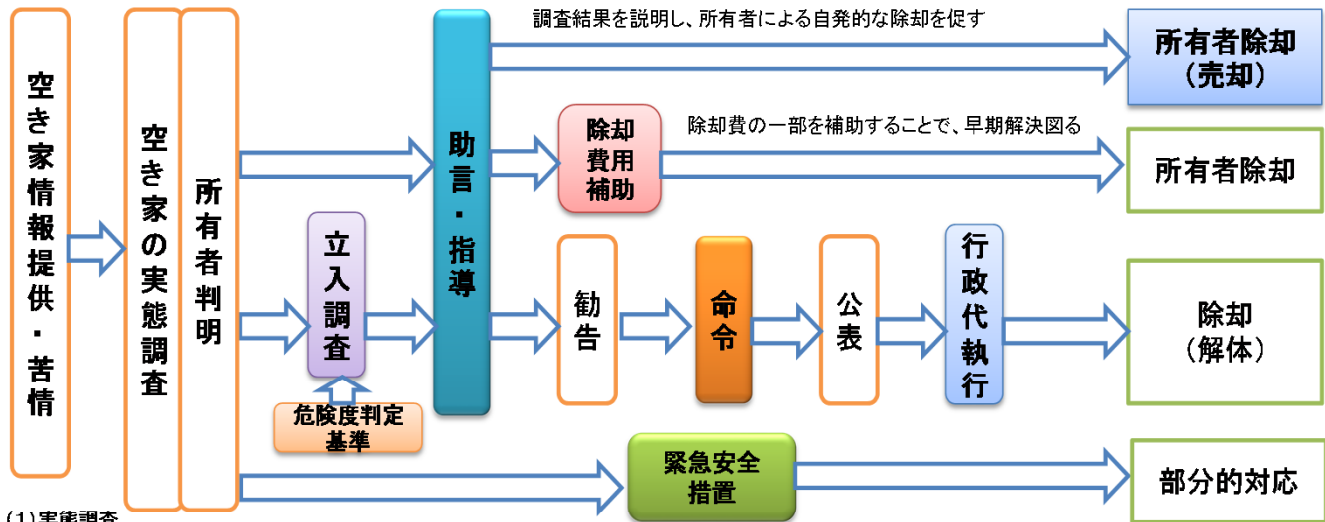
地域	所有者把握有	比率	所有者把握無	比率	計	空き家条例有
石狩	0	0%	8	100%	8	0
渡島・檜山	1	6%	17	94%	18	3
後志	5	25%	15	75%	20	2
空知	9	38%	15	63%	24	13
上川	3	13%	20	87%	23	1
留萌・宗谷	0	0%	18	100%	18	3
オホーツク	1	6%	17	94%	18	1
胆振・日高	4	22%	14	78%	18	3
十勝	1	5%	18	95%	19	0
釧路・根室	2	15%	11	85%	13	0
計	26	15%	153	85%	179	26



(注1) 所有者把握有数は市町村の数
(注2) 所有者把握無数は未回答市町村の数を含む

- ・特定空き家所有者を把握している全道1の地域は、空き家条例を全道1で制定している空知地域(38%)であった。
- ・特定空き家所有者を把握していない地域は、石狩地域(0%)と留萌・宗谷地域(0%)であった。
- ・空き家条例が制定されていない地域、石狩・十勝・釧路・根室地域の特定空き家所有者の把握をしている市町村比率が低い。

(7) 現在の特定(危険)空き家への対処方法



(1) 実態調査

適正に管理されていない空き家等の情報提供があった場合等は、すみやかに空き家等についての実態調査を行うこととしています。
この実態調査の内容は、敷地外からの外観調査、所有者調査及び周辺の住民への聞き取り調査等です。

(2) 指導

実態調査を行った空き家等が、管理不全な状態である場合は、空き家等の所有者等に、管理不全な状態を改善する措置を行うよう口頭や文書等で指導することができます。

(3) 勧告

空き家等を「管理不全な状態」に置いている所有者等に対する指導が行われたにもかかわらず、なお、「管理不全な状態」にあると認める場合は、期間を定めて、適正な管理のための必要な措置をとよう勧告をすることができます。

(4) 命令

所有者等が「指導・勧告」を受けたにもかかわらず、空き家等を放置して劣化等が進行し、倒壊等の危険性が確実と認められる場合は、期間を定めて、所有者等に対して必要な措置を講ずるよう「命令」することができます。

(5) 代執行

首長は、命令に従わない所有者等に対して、その措置を履行しないとき等に行政代執行ができることとし、当該費用は、所有者等から徴収することができます。また、個人の財産は、その所有者が自己の責任において自主的に管理する事が原則なので、行政指導を基本とし、代執行は最後の手段としています。

(6) 緊急安全代行措置

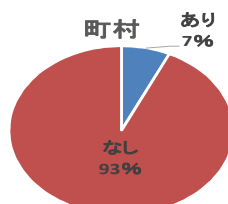
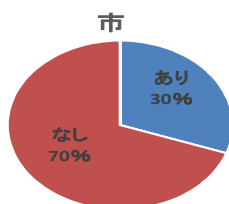
首長は、空き家等が緊急に危険を回避する必要がある、放置することが公益に反すると認められる場合は、危険回避の必要最低限の応急措置を行うことができます。この危険回避の必要最低限の応急措置とは、空き家の屋根材や外壁等の落下・飛散により、道路や公園等を利用する第三者に危害を及ぼすおそれがある場合等の防護ネット措置や外壁撤去等の応急措置を想定しています。

また、費用については、所有者等を確知できない場合を除き、所有者等に事前に同意を得て、所有者等の負担としています。

① 立入調査

項目	市		町村		道内	
	数	比率	数	比率	数	比率
あり	7	30%	6	7%	13	12%
なし	16	70%	80	93%	96	88%
計	23	100%	86	100%	109	100%

	市	軒数	空き家条例	危険度判定基準	苦情窓口	専門部署	庁内横断組織
1	函館市	82	○	○	○	○	○
2	旭川市	51	○	○	○	○	○
3	岩見沢市	674	○	×	○	○	×
4	網走市	36	○	○	○	○	○
5	美瑛市	31	○	×	○	○	×
6	芦別市	15	○	○	○	×	○
7	滝川市	32	○	×	○	○	○
	町村	軒数	空き家条例	危険度判定基準	苦情窓口	専門部署	庁内横断組織
1	長万部町	9	○	×	○	×	×
2	余井江町	3	×	×	○	×	×
3	美瑛町	3	×	×	○	○	○
4	増毛町	1	×	×	○	×	×
5	白老町	9	○	○	○	×	○
6	鹿追町	123	×	×	○	○	×



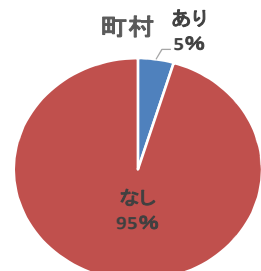
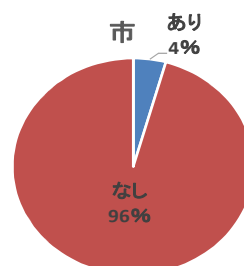
立入調査は、市の30%、町村の7%で行われている。
町村では立入調査が行われている比率が低い。

② 措置命令

項目	市		町村		道内	
	数	比率	数	比率	数	比率
あり	1	4%	4	5%	5	5%
なし	22	96%	82	95%	104	95%
計	23	100%	86	100%	109	100%

	市	軒数	空き家条例
1	美瑛市	31	○

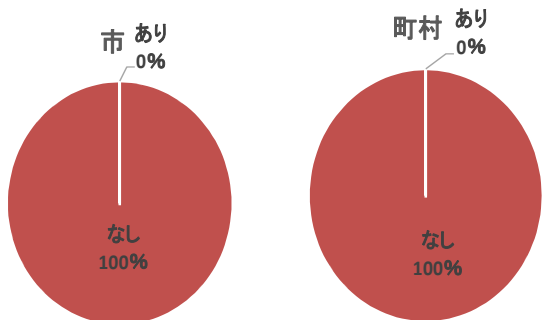
	町村	軒数	空き家条例
1	長万部町	9	○
2	妹背牛町	1	○
3	苫前町	1	○
4	様似町	2	○



措置命令は市の4%、町村の5%で行われている。

③代執行

項目	市		町村		道内	
	数	比率	数	比率	数	比率
あり	0	0%	0	0%	0	0%
なし	23	100%	86	100%	109	100%
計	23	100%	86	100%	109	100%



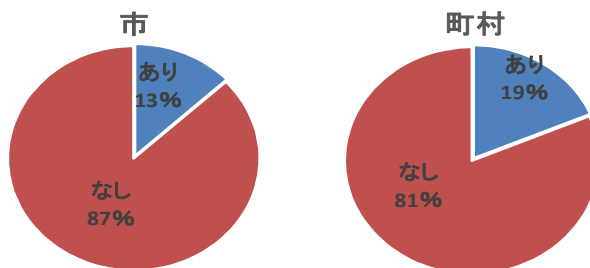
代執行は市・町村共に事例が無かった。

④空き家解体費用補助(助成)の状況

項目	市		町村		道内	
	数	比率	数	比率	数	比率
あり	3	13%	16	19%	19	17%
なし	20	87%	70	81%	90	83%
計	23	100%	86	100%	109	100%

市	軒数	宅建協会 会員
1 旭川市	3	○
2 夕張市	19	×
3 岩見沢市	4	○

町村	軒数	宅建協会 会員
1 島牧村	1	×
2 黒松内町	94	×
3 栗山町	39	○
4 浦臼町	4	×
5 新十津川町	無記入	○
6 南富良野町	無記入	○
7 幌加内町	20	×
8 苫前町	無記入	×
9 浜頓別町	1	×
10 津別町	無記入	×
11 西興部村	無記入	×
12 大空町	7	○
13 豊浦町	9	○
14 鹿追町	2	○
15 新得町	無記入	○
16 豊頃町	2	×



特定空き家の解体補助(助成)は、市では3市(13%)、町村では16町村(19%)で行われている。

(8)「空き家対策」の提案

(A)「空き家対策」のアンケート調査結果と担い手の役割

①アンケート調査結果

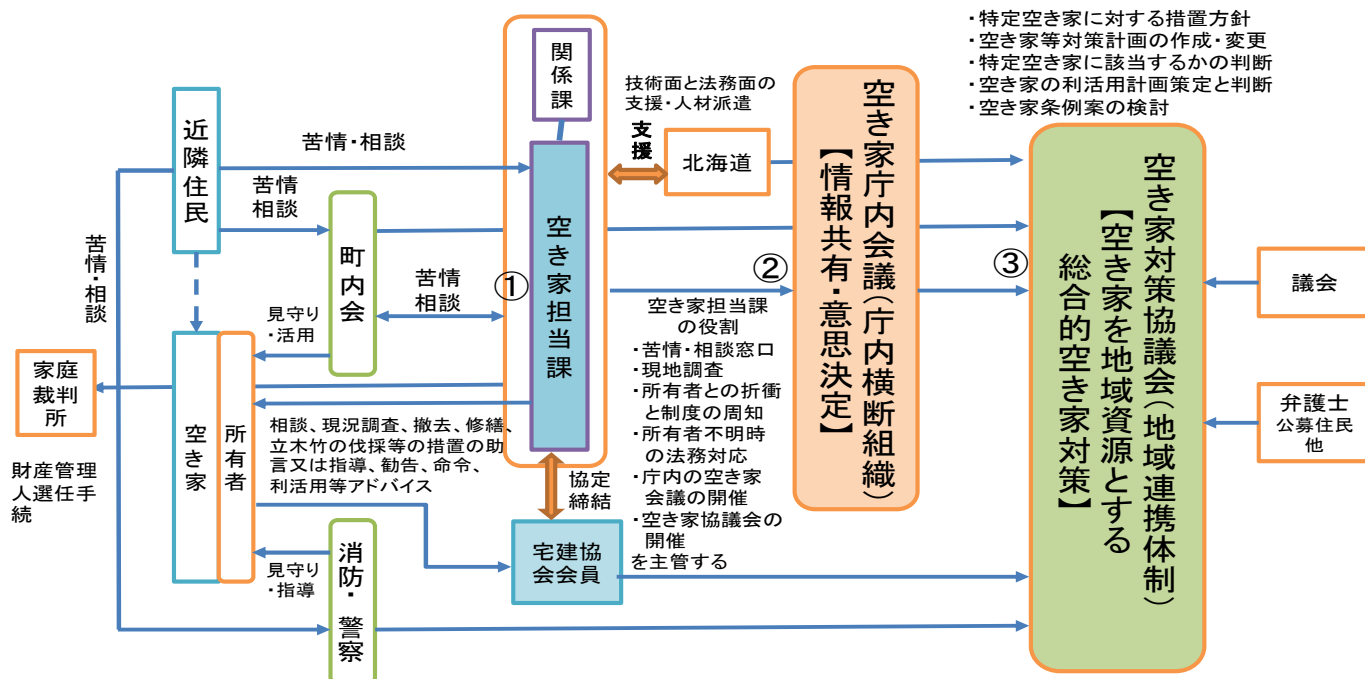
- ア. 市町村の空き家対策のための専門組織・組織横断組織・地域連携の協議会組織が整っていない。
- イ. 特に、町村には特定空き家を判定する技術及び法務知識を持った職員がほとんどいない。
- ウ. 空き家等実態調査(所有者調査)が38%の市町村でしか行われていないので、早期に実態調査(所有者調査)を行う必要がある。
- エ. 不動産事業者が不在の町村(1万人以下)に対する不動産事業者との連携による新空き家バンクの再構築が必要である。
- オ. 空家等対策特措法の施行に伴い、法を根拠とする既存空き家条例の見直し、空き家条例の制定に着手する必要がある。

②担い手の役割

- ア. 市町村 ①ア・ウ・オ
- イ. 北海道支援 ①イ・エ

(B)「空き家対策」に対応した組織体制

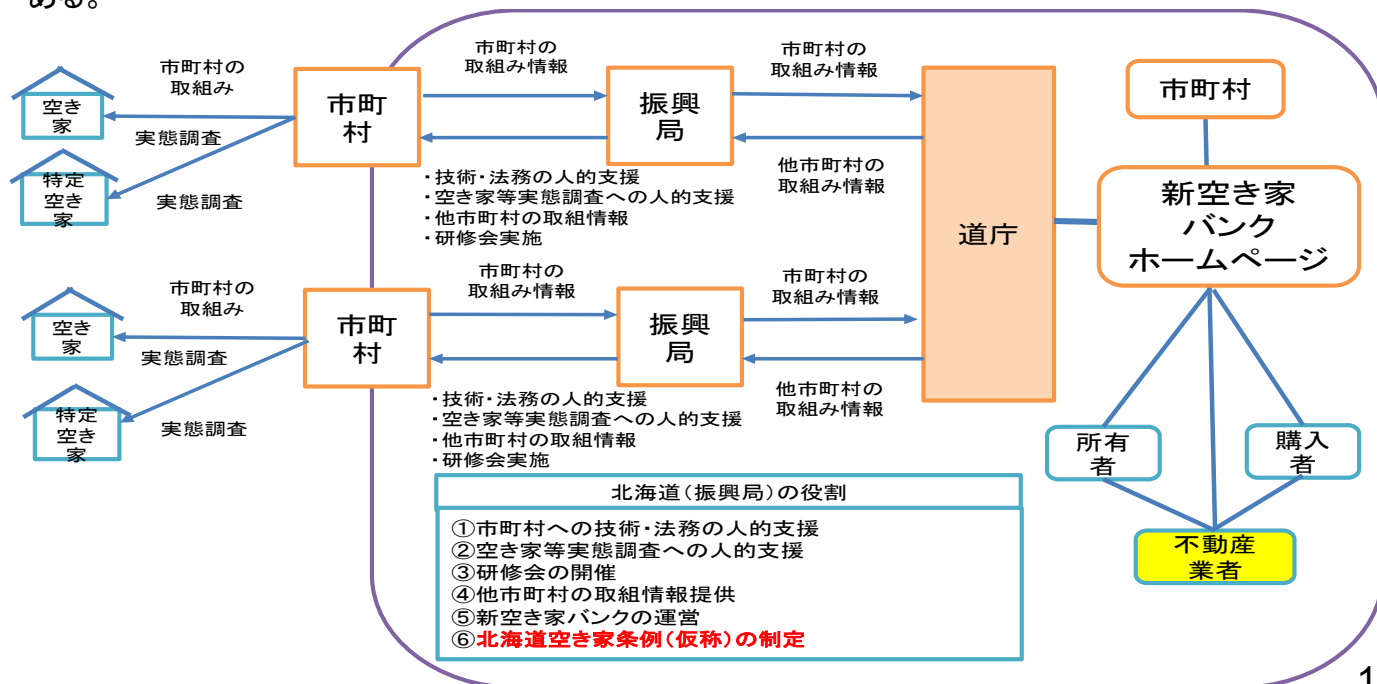
市町村における「空き家対策」に向けた組織体制が整っていない。特に、町村においては、危険度判定ができる職員の配置がないことと、課題認識の引くさから組織体制が構築できない実態がある。



・空き家担当課には折衝、法務と建築の担当者等がチームとして担うことが求められる。また、人材派遣を含め、市町村の法務・建設担当を支援する北海道の役割が重要である。

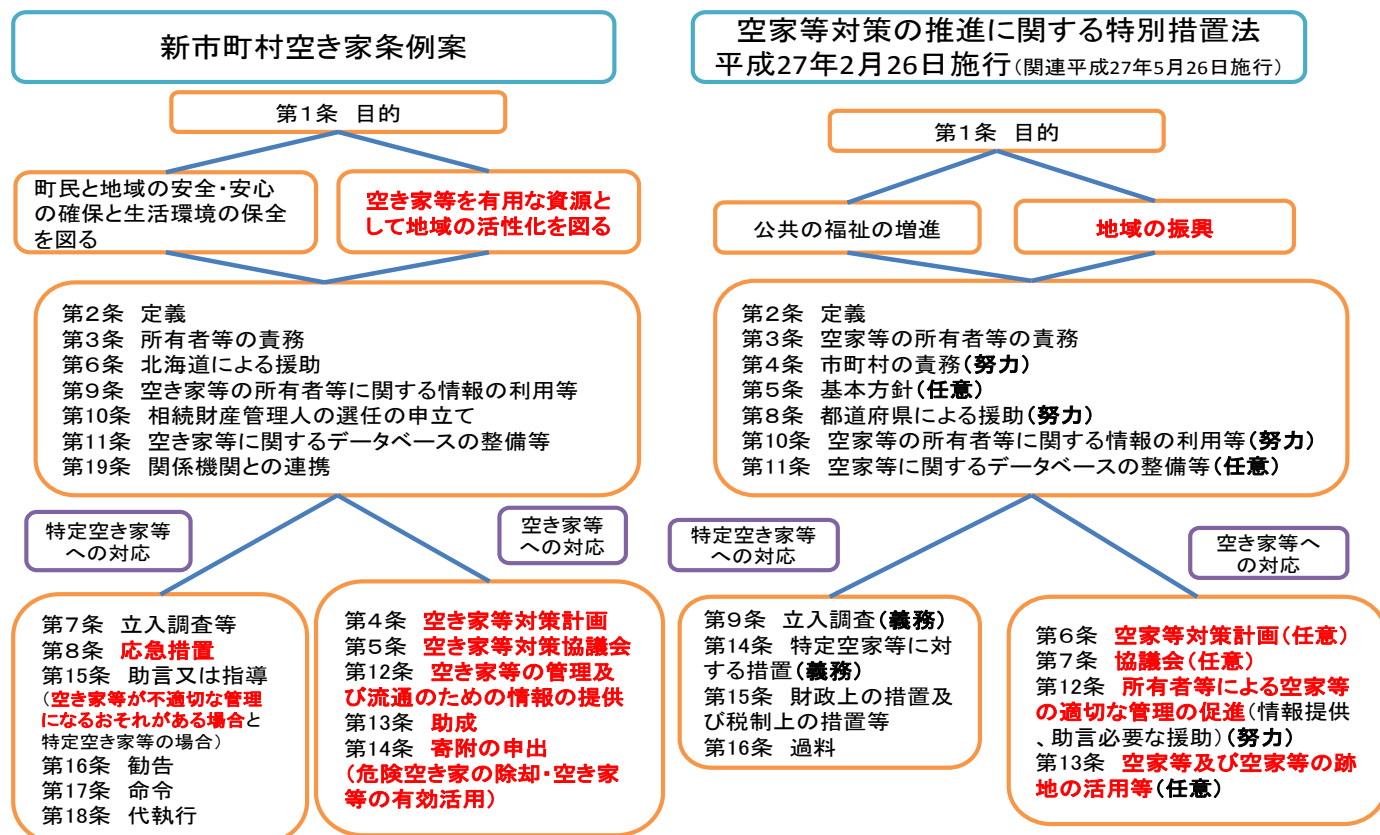
(C)新空き家バンクと北海道の役割

市町村における空き家の実態調査が進まない理由として、市町村に危険度判定ができる技術職の職員がいないことが挙げられている。また、市場で空き家が解消するためにも、不動産事業者との連携が必須である。これらのことが、市町村単独では難しい現状があり、北海道が支援をする必要がある。



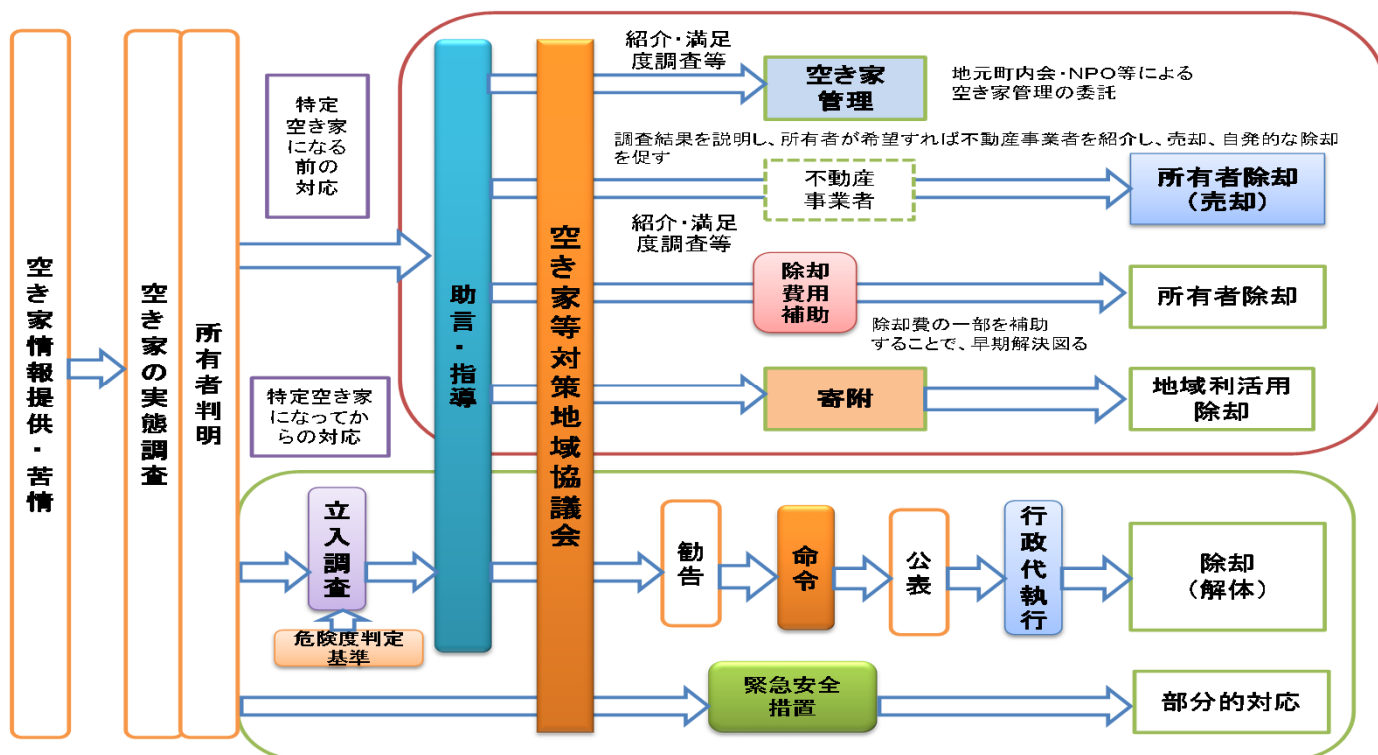
(D)新市町村空き家条例の構成

空家対策特措法は特定空き家(危険空き家)になる前の対策は任意規定なので、条例で、特定空き家になる前の対策を規定する必要がある。



(E)新空き家条例による空き家対策

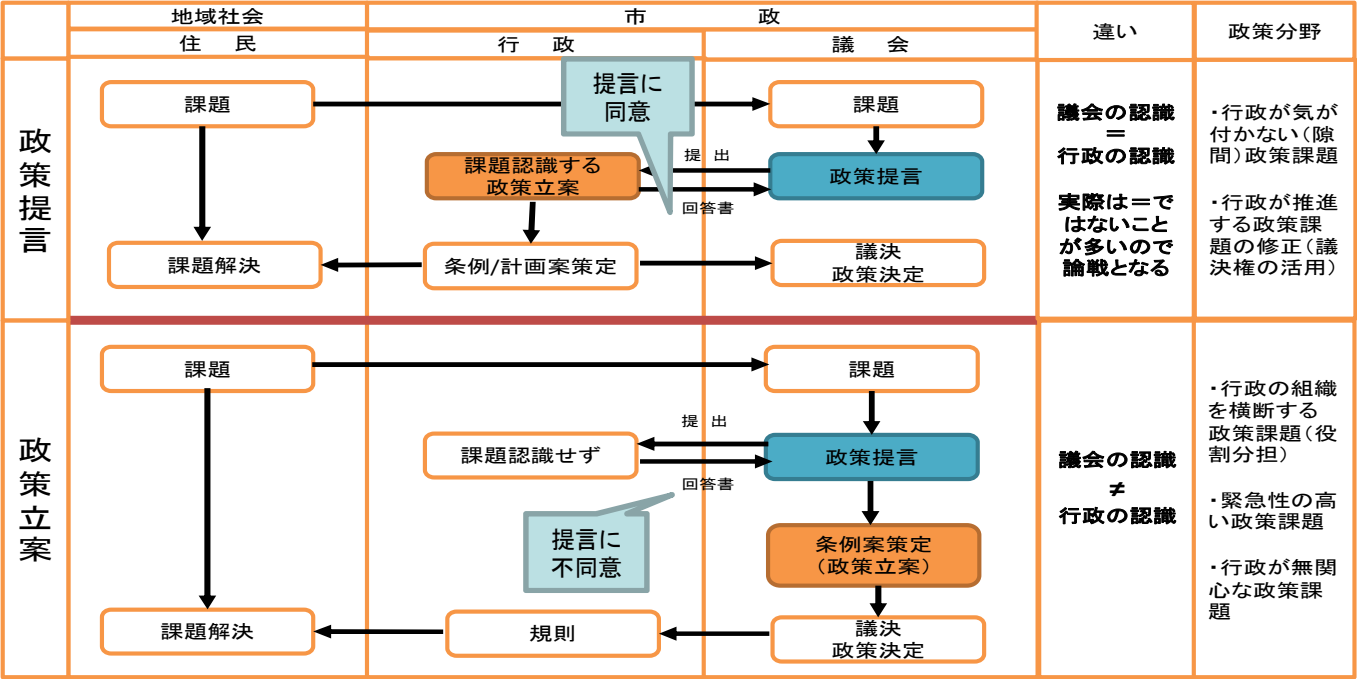
特定空き家(危険空き家)になる前の対策に重点を移す対策が必要である。



6. 根室市議会議員研修会講演資料より

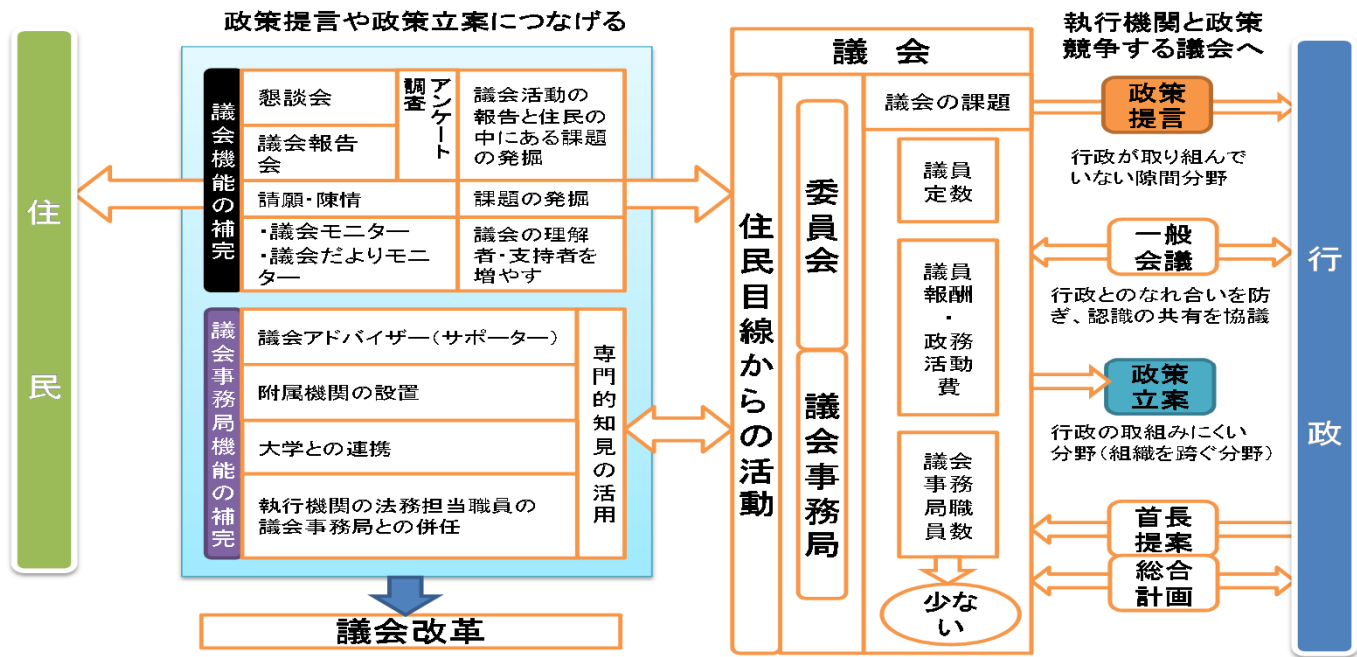
(1) 政策提言と政策立案の違い(仮説)

議会基本条例に規定されているように、「議会は、市民の多様な意見や専門的知見を的確に把握し、政策立案、政策提言機能の充実強化に努める」ことが、議会の基本であり、命でもある。しかし、政策立案・政策提言機能は多くの場合、活用されていない。または、この機能を封印している議会もある。



(2) 住民に開かれ住民と歩む議会を目指して

議会改革として行われている「議会機能」と「議会事務局機能」の改革は、現在の議会の3つの「少ない」問題が原因であると言われている。前者は「議員定数」、後者は「議会事務局員数」である。



(注)参考文献:「地方創生に向けた町村議会の対応」全国町村議長会・道州制と町村議会に関する研究会 平成27年3月

議員等研修会のご案内

1. 実施テーマ 議会の活性化等議会のあり方等について
2. 目的 議会の活性化及び議員の政策提言等能力向上を図ること等を目的とする。
3. 対象 議会議員及び議会事務局職員等
4. 日時 別途ご相談
5. 会場 貴議会等にてご用意願います。
6. 研修時間 2時間程度
7. 経費 講師謝金・旅費交通費等(別途ご相談)
8. 実績 根室市議会(2015.11.11実施)他
9. 連絡先 NPO法人公共政策研究所 水澤
電話/fax 011-836-4315 携帯電話 090-5226-3257
メールアドレス koukyou-seisaku@goo.jp

根室市議会 議員研修会の実施内容について

1. テーマ 議会議論の活性化と議会報告会のあり方について
2. 目的 議員の資質や政策提言及び政策立案等の能力の向上を図ることを目的とする。
3. 対象者 根室市議会議員及び議会事務局職員
4. 人数 市議会議員:18名、議会事務局職員:5名 計:23名
5. 日時 平成27年11月11日(水)
午後2時00分～午後4時00分
6. 会場 根室市議会 議事堂
7. 講師(テーマ)
 - ・「政策提言・政策立案とは」
NPO法人公共政策研究所理事長 水澤 雅貴
 - ・「芽室町議会の一問一答方式・議員間討議(自由討議)」
「議会フォーラム(意見交換会・議会報告会)」
芽室町議会事務局長 西科 純



発行日	平成27年度冬号 平成28年1月8日発行
作成者	NPO法人公共政策研究所理事長 水澤雅貴